



長野県報

1月26日(月)
令和8年
(2026年)
第678号

目次

告示

令和8年1月16日成立した令和7年度補正予算の要領(財政課)	1
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定(食品・生活衛生課)	2
保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課)	2
公共測量の終了(3件)(建設政策課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課)	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(8件)(産業立地・IT振興課)	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	23
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(特別支援教育課)	23
正誤(森林づくり推進課)	27

告示

長野県告示第32号

令和8年1月16日成立した令和7年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和8年1月26日

長野県知事 阿部 守一

令和7年度長野県一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	220,292,281	2,664,935	222,957,216
7 分担金及び負担金	3,455,285	705,863	4,161,148
9 国庫支出金	136,574,493	37,521,661	174,096,154
14 諸収入	141,233,831	153,942	141,387,773
15 県債	78,650,000	34,163,000	112,813,000
歳入合計	1,042,003,867	75,209,401	1,117,213,268

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	57,560,224	875,128	58,435,352
3 民生費	145,841,418	3,611,482	149,452,900
4 衛生費	26,215,217	1,450,773	27,665,990
6 環境費	5,348,830	152,497	5,501,327
7 農林水産業費	44,692,752	9,731,344	54,424,096
8 商工費	143,263,998	2,903,333	146,167,331
9 土木費	119,948,031	54,136,410	174,084,441

10	警 察 費	47,996,079	475,303	48,471,382
11	教 育 費	210,982,046	1,873,131	212,855,177
	歳 出 合 計	1,042,003,867	75,209,401	1,117,213,268
2	繰越明許費補正			
	中長期修繕・改修事業費ほか101件	金額	63,686,767 千円	
3	債務負担行為補正	限度額	765,702 千円	
4	地方債補正	限度額	34,163,000 千円	

令和7年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)

会 計 名	既決予定額	補正予定額	計
流域下水道事業会計(第3号)	20,533,542	60,000	20,593,542

財政課

長野県告示第33号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

令和8年1月26日

長野県知事 阿部 守一

- 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良
東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)
- 講習会の開催日
令和8年6月1日(月)～6月3日(水)
- 講習会場の名称及び所在地
長野ターミナル会館
長野市中御所岡田178-2
- 受講料
20,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第34号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和8年1月26日

長野県知事 阿部 守一

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字長田中嶋2082の1(次の図に示す部分に限る。)、2082の2
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字長田中嶋2082の1 (次の図に示す部分に限る。)、2082の2、字南原2134の35から39まで

2 (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

2 (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第35号

関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 現地測量

2 作業期間

令和7年7月22日から令和7年12月26日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第36号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 空中写真撮影

2 作業期間

令和7年4月28日から令和7年12月18日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第37号

下諏訪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類
公共測量 空中写真撮影

2 作業期間
令和7年4月1日から令和7年12月19日まで

3 作業地域
諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月26日

長野県北信建設事務所長 西山広一

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 上越飯山線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山黄金石4834番の1地先から 飯山市大字飯山黄金石4838番の5地先まで	旧	m 13.5～13.5	km 0.0800
同上	新	13.5～33.5	0.0800

道路管理課